

報告1 デマンドタクシー本格運行

まさきデマンドタクシーの本格運用開始（令和8年6月1日～）

本格運用における実施概要

| | |
|-----------|--|
| 実施主体 | (有)松前交通タクシー(町が補助) |
| 運行主体 | (有)松前交通タクシー |
| 運行範囲 | 松前町全域 |
| 乗降地 | 乗り場、降り場ともに自由 |
| 運行形態 | ドアtoドア式のフルデマンド型(ドアtoドアサービスのため、便数や運行ルートのご概念は無し) |
| 運行期間/運行時間 | 令和8年6月1日 週5日(平日のみ)※祝日は除く 8:30~17:00(最終乗車16:00) |
| 利用対象者 | 特になし(町外の人でも利用できるが、乗降車は町内に限る) |
| 運賃 | 都度払い:400円(1人1乗車あたり) 小学生:200円 未就学児:無料 |
| 車両 | シエンタ(乗客4人) |
| 予約方法 | 電話・みきゃんアプリで、前日16時まで予約可能(月曜日の利用は、土曜日までに要予約) |
| 予約管理 | 予約システム |
| 運送許可 | 道路運送法第4条に基づく乗合旅客の運送許可 |

・愛称「ひまわりタクシー」に決定

実証実験期間中に、車内およびホームページで愛称の一般公募を行った。加えて、職員からも募集を行い、最も得票数が多かった「ひまわりタクシー」に決定。

・伊予高校芸術科の生徒による車両デザインの考案

地域参加型の公共交通づくりを目的として、デマンドタクシーの車両ラッピングは、今年度新設された伊予高校芸術科の生徒がデザインを担当。

今後は定期的にラッピングを更新する予定。町民の皆さんが関わり、地域に親しまれる身近な公共交通を目指す。

・予約確定時の連絡方法の改善

- ▶実証実験：電話・アプリ予約ともに、オペレーターが前日に予約確定の電話連絡を実施。
- ▶本格運行：電話予約はその場で予約を確定し、アプリ予約は2時間以内を目安にLINEで予約確定を通知。

・ アプリ予約操作の簡素化

- ▶ 実証実験：乗降車場所を選択する際、住所入力ができず、地図上から選択する方式のみ。
- ▶ 本格運行：①住所の直接入力が可能 ②実証実験中に利用の多かった場所をあらかじめ登録し、タップで選択可能とする。



・ 目標とする利用者数

デマンドタクシーの1日当たりの平均利用者数を10人とすることを目標とし、その達成に向けて、住民への継続的な情報発信や利用方法の周知に取り組む。(実証実験中は4.7人/日)

議事 1 令和 7 年度事業報告

1 地域公共交通活性化協議会の開催

【第 1 回】令和 7 年 6 月 6 日（金）10 時 00 分～10 時 20 分

- 議事 1 令和 6 年度事業報告及び収支決算について
- 議事 2 令和 7 年度事業計画及び収支予算について
- 議事 3 デマンドタクシーについて

【第 2 回】令和 7 年 9 月 24 日（水）書面開催

- 議事 1 松前町地域公共交通活性化協議会規約の全部改正
- 議事 2 松前町地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程について

【第 3 回】令和 8 年 2 月 9 日（月）10 時 00 分～10 時 55 分

- 報告 1 デマンドタクシーの実証運行の結果
- 議事 1 デマンドタクシーの本格運行について
- 議事 2 コミュニティバスの再編と国交付金の活用について

2 まさきデマンドタクシーの実証運行事業の実施

令和 7 年 5 月 12 日

地域公共交通確保維持改善事業費補助金共創モデル実証運行事業採択

令和 7 年 10 月～12 月（3 か月間）

実証運行

| | |
|-----------|--|
| 実施内容 | フルデマンド、ドアtoドア方式のデマンドタクシーの実証 |
| 実施主体 | 松前町地域公共交通活性化協議会 |
| 運行主体 | (有)松前交通タクシー |
| 運行範囲 | 松前町全域 |
| 乗降地 | 乗り場、降り場ともに自由 |
| 運行形態 | ドアtoドア式のフルデマンド型 ドアtoドアサービスのため、便数や運行ルートのご概念は無し |
| 運行期間/運行時間 | 令和7年10月1日(水)～令和7年12月26日(金) 週5日(平日のみ)※祝日は除く 8:30～16:00(最終乗車16:00、最終降車17:00) |
| 利用対象者 | 特になし |
| 運賃 | 都度払い:400円(1人1乗車あたり) 小学生:200円 未就学児:無料 |
| 車両 | シエンタ(乗客4人)×1台 |
| 予約方法 | 電話・みきゃんアプリで、前日16時まで予約可能 |
| 予約管理 | 予約システム |
| 運送許可 | 道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送許可 |

▶運行実績

- ・利用者数：延べ 279 人 実利用者数 72 人
- ・運行件数：233 回
- ・1 日平均利用人数：4.7 人/日（目標 8 人/日）
- ・主な目的地：病院・歯科・ショッピングセンター

▶成果

- ・高齢者を中心に、一定の需要を確認
- ・既存の公共交通では対応困難なエリアの移動を補完
- ・実証実験期間中は、ひまわりバスの乗車人数も前年に比べて増加し、町全体として外出機会の創出・拡大が図られた

▶課題

- ・周知
- ・予約確定時の連絡方法について、より利用しやすい手段への改善

運行実証周知用チラシ

**まさきデマンドタクシー
実証運行スタート!**

あなたの希望時間・場所に合わせて乗れる!

運行日時 令和7年10月1日(水)～令和7年12月26日(金)
8:30～17:00 (最終乗車16:00) 平日のみ

運行区域 松前町全域 (※町外の方でも乗車できます。ただし、乗降車は町内に限ります。)

料金 1人1回あたり400円 (小学生200円、未就学児無料)

予約方法 電話またはみきゃんアプリでかんたん予約

- ・電話予約：乗車日の5日前～前日16時 (予約受付時間9時～16時まで)
- ・みきゃんアプリ予約：乗車日の5日前～前日16時 (24時間予約可能)

※月曜日のご利用は、土曜日までに要予約 (電話・アプリともに)

✓ 希望場所から目的地まで直接行ける ※デマンドタクシーとは？
利用者の予約に応じて運行ルートを設定する定額相乗りタクシー。
必要に応じて時間やルートが決まるため、町内の好きな場所が利用ができる。

✓ お買い物・通院・子どもの送迎にも!

✓ 1日何回でも利用OK (※事前予約制)

1 予約 (電話・アプリ) 2 タクシー到着! 3 目的地へ直行

【問い合わせ】
デマンドタクシーに関すること：松前町財政課企画戦略係 ☎089-985-4103
デマンドタクシー予約 (9/26～)：(有) 松前交通タクシー ☎089-904-3342

P R 動画



3 コミュニティバス（ひまわりバス）の再編等に係る準備

令和8年2月9日

第3回地域公共交通活性化協議会にて以下の内容を協議の上、了承を得た。

- ・既存路線を一部変更すること
- ・バスの規格変更及び2台体制化
- ・公共ライドシェアへ移行すること
- ・国の事業を活用すること

令和8年3月25日

運輸局との事前協議

令和8年3月27日

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト応募

【愛媛県松前町】コミュニティバスルート再編とDX

「交通空白」解消タイプ

応募様式1

事業費

4,479万円

事業主体/運行主体

事業主体：松前町 運行主体：松前交通タクシー

事業背景・目的

- 松前町ではR7年度まさきデマンドタクシー実証運行事業で地域デマンド交通による交通空白解消に向けた取り組みを開始したが、当該実証の結果、さらなる地域公共交通の強化が必要なが判明した。
- 公共ライドシェアの活用を踏まえ、コミュニティバスの有効活用（再編）による交通空白解消が必要。

事業概要


| | |
|--------|--|
| 交通サービス | 公共ライドシェア |
| 運行形態 | 路線定期運行 |
| 法的区分 | 道路運送法78条2号 |
| 運行頻度 | 毎日8時～17時（正月三が日以外運行） |
| 運賃 | 1人100円（別途対象者割引あり） |
| 実施内容 | コミュニティバスのルート再編調査および再編を行う。それに伴い、車両をルート事情に合致したものに変更し、位置情報システム等を搭載することで、デマンドタクシーとの連携も行き、利便性向上に向けた交通DXを推進する。 |

運行期間

令和8年11月～(補助対象期間後は町予算で運行継続)


事業実施地域

「交通空白」地区名：松前町 松前(まさき)校区
岡田(おかだ)校区
北伊予(きたいよ)校区




- 3地区、全域をカバーするように、公共ライドシェアを実施

事業イメージ



- 新車両を用いて、地域のニーズに合わせた定時定路線型の公共ライドシェアを実施。



- 国土交通省指定のAPIを実装した位置情報システムも搭載し、交通DXも推進する。

見込まれる事業効果

【定性・定量効果】

- 年間町内バス利用者24,000人(R7)→28,000人(R8)
- アンケートによる交通空白の解消度80%以上

【「交通空白」への効果】

- 町内における、地理的な公共交通格差を解消

4 その他（調査・研究に関すること）

| 時期 | 参加した会議・セミナー | 主催者 |
|---------|--|-----------------------------|
| 令和7年4月 | 公共交通担当者座談会 | 四国運輸局 |
| 令和7年6月 | えひめ公共交通の会 テーマ:地域公共交通における「目標達成型」という考え方 | ネットヨタ瀬戸内 |
| 令和7年9月 | 公共交通担当者座談会 | 四国運輸局 |
| 令和7年10月 | えひめ公共交通の会 テーマ:モビリティ・マネジメントの本質 | ネットヨタ瀬戸内 |
| 令和8年2月 | 地域を変えるモビリティ革命 — 東広島から始まる実装と連携 | 広島大学 Town&Gown 未来イノベーション研究所 |
| 令和8年2月 | 運輸局予算事業説明会 | 国土交通省地方運輸局 |
| 令和8年2月 | えひめ公共交通の会 テーマ:内子町の最近の動向 | ネットヨタ瀬戸内 |
| 令和8年3月 | 公募説明会 | 国土交通省 |

議事2 令和7年度歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 概要 |
|------|------------|------------|-----------------|
| 町負担金 | 11,711,800 | 11,334,200 | 町 |
| 国補助金 | 0 | 8,748,724 | 国※予算時は負担金に含んでいた |
| 利息 | 0 | 8,160 | |
| 繰越金 | 0 | 4 | |
| 歳入合計 | 11,711,800 | 20,091,088 | |

歳出

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 概要 |
|------|------------|------------|--------------------------|
| 運営費 | 謝金 | 88,800 | 構成員謝金 (7,400円×延べ12人分) |
| | 事務局費 | 141,000 | 98,012 |
| 事業費 | 委託費 | 11,425,000 | 10,929,144 |
| | 手数料 | 11,000 | 1,650 |
| | 報償費 | 46,000 | 0 |
| 返還金 | 0 | 8,994,918 | 町へ |
| 歳出合計 | 11,711,800 | 20,082,924 | |

令和8年度繰越金

歳入－歳出＝20,091,088－20,082,924＝8,164

令和 8 年 4 月 14 日

会計監査報告書


令和 7 年度における会計の監査を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。


記

会計について、帳簿等の関連書類により、監査を行った結果、いずれも適正に管理、処理されているものと認めます。

以上

監査実施日 : 令和 8 年 4 月 14 日

監査員: 鶴田 佑介 

監査員: 住田 俊哉 

議事 3 令和 8 年度事業計画（案）

1 地域公共交通活性化協議会の開催（書面開催を含め最大 8 回）

【第 1 回】令和 8 年 5 月 26 日（火）10 時 00 分～

- 議事 1 令和 7 年度事業報告
- 議事 2 令和 7 年度歳入歳出決算
- 議事 3 令和 8 年度事業計画（案）
- 議事 4 令和 8 年度歳入歳出予算（案）
- 議事 5 コミュニティバスの再編等について
- 議事 6 財務規程の改正
- 報告 デマンドタクシー本格運行について

【第 2 回】令和 8 年 8 月頃（予定）

- 議事事項 コミュニティバスのルート再編案について
※協議が調わなかった場合は再検討する。

【第 3 回】令和 8 年 12 月頃（予定）

- 報告事項 コミュニティバス運行前の進捗について
デマンドタクシーの利用状況等について

2 まさきデマンドタクシーの本格運用開始（令和 8 年 6 月 1 日～）

住民周知

- ・広報、町ホームページ、SNS
- ・チラシ配布
- ・公共施設やコミュニティバス車内のポスター掲示
- ・コミュニティバス車内やバス停での案内
- ・体験乗車

利用説明会・使い方講座の実施

- ・デマンドタクシーの利用説明会
- ・アプリの使い方講座

利用者アンケートの実施

- ・利用者満足度や利用目的、運行時間、予約方法に関する意見・要望を把握するとともに、今後の運行改善につなげる。

多世代・多様な利用の推進

- ・習い事の送迎、外国人住民の利用など

地域とともに育む公共交通

- ・車両ラッピングなど、地域参加型の取組を通じて、地域の人々に親しまれる公共交通を目指す。

3 コミュニティバス（ひまわりバス）の再編等の実行

令和8年4月27日

- ・令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト採択
- ・ルート再編及びDX導入支援業務プロポーザル公募開始

令和8年5月21日

ルート再編及びDX導入支援業務プロポーザル実施

令和8年5月26日

再編後のひまわりバスの運賃（対価）に係る協議

令和8年5月下旬

- ・ルート再編及びDX導入支援業務受託候補者決定

令和8年5月29日

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト交付申請

令和8年6月下旬（見込）

- ・「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト交付決定
- ・受託候補者と契約

令和8年6月下旬～12月（見込）

- ・ルート再編に係る調査及び分析
- ・乗降場所及びダイヤ案の作成
- ・車両の調達
- ・運行業務委託契約
- ・有償旅客運送登録（本格運行の30日前までに愛媛運輸支局へ申請）

令和9年1月～

運行開始

令和9年2月26日

事業完了報告

4 見学会・体験会の実施

コミュニティバスの乗車体験

地域公共交通の利用促進と外国人の方でも利用しやすい公共交通の実現のため、松前町で実施される外国人向けの日本語教室の課外授業の一環として、外国人住民等を対象にコミュニティバスへ実際に乗車する機会を設ける。（7月～10月の期間中に1日実施予定）

5 その他（調査・研究に関すること）

| 時期 | 参加する予定の会議・セミナー | 主催者 |
|---------|----------------|------------|
| 令和8年5月 | 公共交通担当者座談会 | 四国運輸局 |
| 令和8年6月 | えひめ公共交通の会 | ネッツトヨタ瀬戸内 |
| 令和8年9月 | 公共交通担当者座談会 | 四国運輸局 |
| 令和8年10月 | えひめ公共交通の会 | ネッツトヨタ瀬戸内 |
| 令和9年2月 | 運輸局予算事業説明会 | 国土交通省地方運輸局 |
| 令和9年2月 | えひめ公共交通の会 | ネッツトヨタ瀬戸内 |

議事4 令和8年度歳入歳出予算（案）

歳入 (単位：円)

| 科目 | 予算額 | 概要 |
|------|---------|------|
| 負担金 | 177,600 | 町負担金 |
| 繰越金 | 8,164 | |
| 歳入合計 | 185,764 | |

歳出 (単位：円)

| 科目 | 予算額 | 概要 |
|------|---------|--------------|
| 謝金 | 177,600 | 7,400円×3名×8回 |
| 雑費 | 8,164 | |
| 歳出合計 | 185,764 | |

議事5 コミュニティバスの再編等について

1 再編の主な内容

・バス路線の再編

→既存路線の一部変更

デマンドタクシーの実証運行により、町内病院や温浴施設など現在のひまわりバスでは停車しない場所での公共交通の需要があることが分かったため、現在の路線からルート変更やバス停の追加を検討する。

→新路線の導入

現在のひまわりバスは町内を大きく円を描くように路線が引かれているため、町内の中ほどに位置する県道などの人口密集地に隣接している道を通っていない。新路線では、町内の外周だけではなく、内側を通るような路線を引くことで町内の主要道をカバーし、公共交通網のさらなる充実を目指す。

・バスの規格変更及び2台体制化

現在、ひまわりバスは路面バスタイプの中型車両1台で運行しているが、利用者は高齢者が多く、現在の立ち乗り者が出る規格のバスでは、バスに乗ることができる人数が実質的に定員以下となっているため、定員数がすべて席に座れる換算である小型バス等での2台体制を想定している。

・公共ライドシェアへの移行

現在ひまわりバスは伊予鉄バス(株)が運行しているが、将来的なドライバー不足や人件費の高騰等による財政不安を少しでも緩和することを目的として、第1種免許で運転可能な公共ライドシェアへ移行し、町内事業者である松前交通タクシーでの運営を目指す。

2 本協議会で協議が必要なこと

・公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）の必要性⇒要

→令和8年2月9日開催の協議会で協議済み

・運送の区域⇒松前町内全域（松前校区、岡田校区、北伊予校区）

→令和8年2月9日開催の協議会で協議済み

・旅客から収受する対価に関する事項

→本日協議を実施

・その他公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）に関して必要となる事項

→ルート案やダイヤ案、乗降場所 今後の協議会で協議予定

3 旅客（利用者）から収受する対価（運賃）について

<現行> (単位：円)

| | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 大人 | 100 |
| 2 | 町内高齢者 | 0 |
| 3 | 障がい者 | 50 |
| 4 | 町内障がい者 | 0 |
| 5 | 小学生 | 50 |
| 6 | 1歳以上小学生未満 | 0 |
| 7 | 1歳未満 | 0 |
| 8 | 障がい者の介助者（町内） | 0 |
| 9 | 障がい者の介助者（町外） | 50 |



▶利用者の約90%が高齢者

(参考)

| | A 利用者数(人) | B 運賃収入(円) | C 支出(円) | B-C |
|----|-----------|-----------|------------|--------------|
| R4 | 21,771 | 334,061 | 13,572,193 | ▲ 13,238,132 |
| R5 | 23,277 | 317,223 | 14,218,404 | ▲ 13,901,181 |
| R6 | 24,325 | 323,475 | 14,266,003 | ▲ 13,942,528 |
| R7 | 26,329 | 299,458 | 15,812,159 | ▲ 15,512,701 |



<再編案>

| | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 大人 | 200 |
| 2 | 75歳以上 | 0 |
| 3 | 障がい者 | 0 |
| 4 | 小学生 | 100 |
| 5 | 未就学児 | 0 |
| 6 | 障がい者の介助者 | 100 |



- ▶車両2台体制化
- ▶利用者全員が座ることができる車両
- ▶ルートの新編、車両の小型化による新路線追加

利便性向上！

<参考資料>

自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック（令和6年10月 国土交通省物流・自動車局旅客課）より抜粋

【自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）】

・バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

・旅客から収受する対価は実費の範囲内（※）。

（※）ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

交通空白輸送を行う
自家用有償旅客運送
（公共ライドシェア）

地域の移動ニーズ

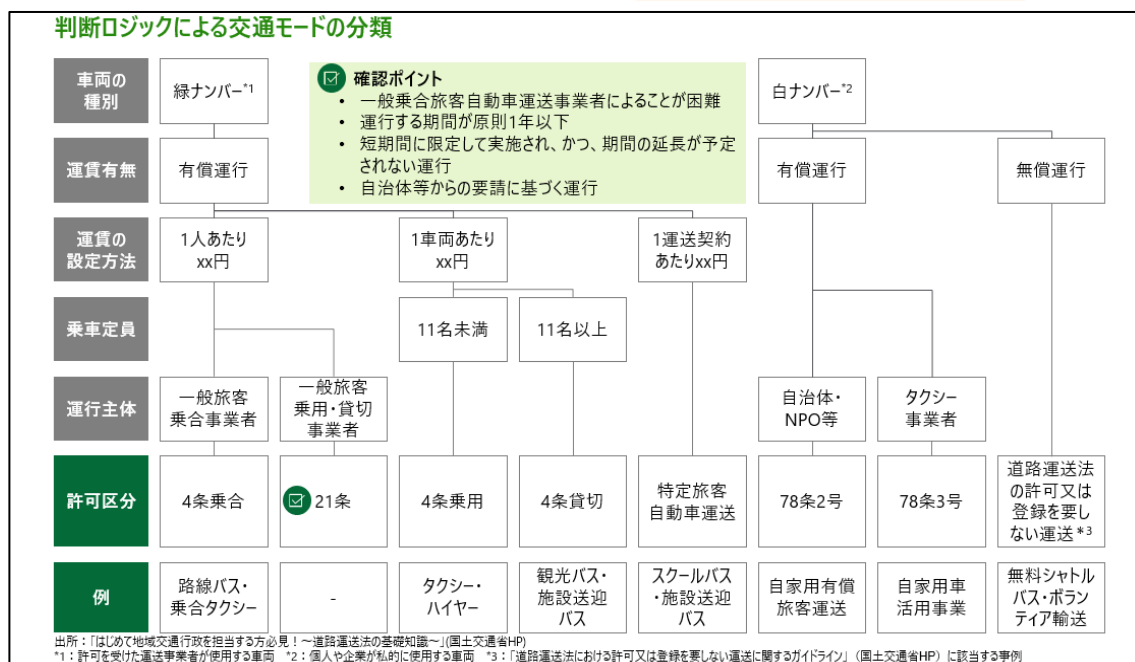
「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい



交通空白地
有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

（バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」や、実際の運行を事業者に委託することもできる）



議事6 財務規程の改正

令和7年10月1日に松前町地域公共交通活性化協議会規約を改正した際、財務規程の一部に修正漏れがあったため、今回の議事において修正を行うもの。

(趣旨) 第1条中「第18条」を「第17条」に改める。

松前町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松前町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）~~第18条~~第17条の規定に基づき、松前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計職員)

第2条 会長は、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

2 協議会に出納員を置き、事務局職員のうちから会長が任命する。

3 出納員は、会長の命を受けて、出納その他会計事務を処理する。

(会計手続)

第3条 協議会の会計手続は、松前町の会計手続の例による。

(現金の保管)

第4条 協議会に属する現金は、金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月8日から施行する。

議事7 令和8年度および9年度国庫補助金事業計画（案）について

1 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の申請

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、まさきデマンドタクシーの維持や安定的な運行を行う。

補助金の1つの要件である「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となっているバス系統（①伊予鉄バス（北伊予線） ②伊予鉄バス（八幡浜・三崎特急線） ③宇和島運輸バス（城辺・宿毛線））とまさきデマンドタクシーが接続していることから、地域公共交通確保維持事業に係る計画を申請する。

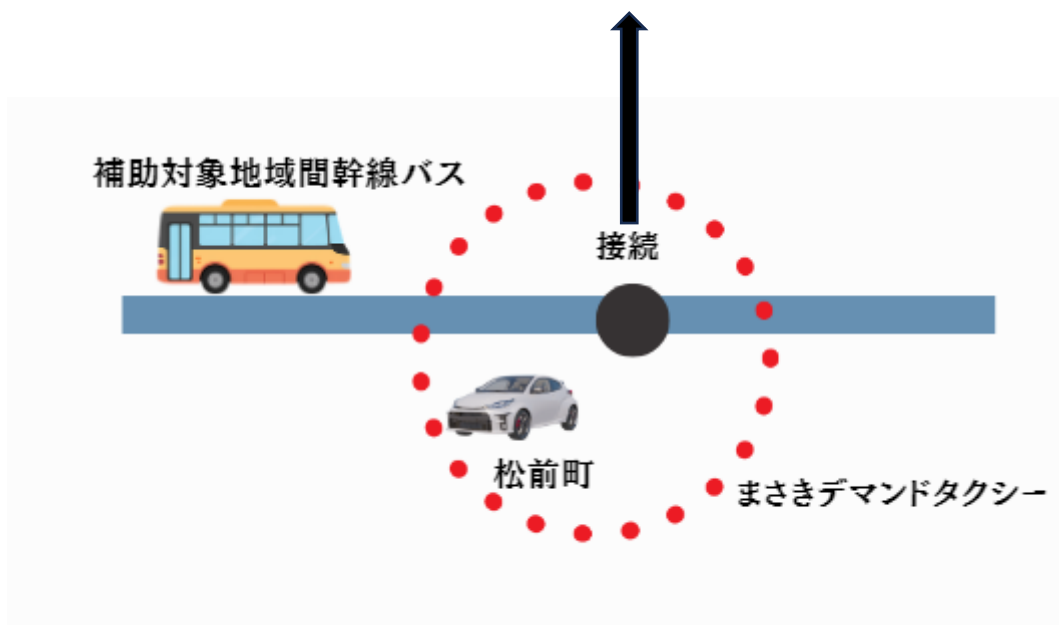
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線または交通不便地域の移動確保を目的としたデマンド交通の運行について支援する。

補助対象地域間幹線系統に接続するフィーダー系統による運行であること。

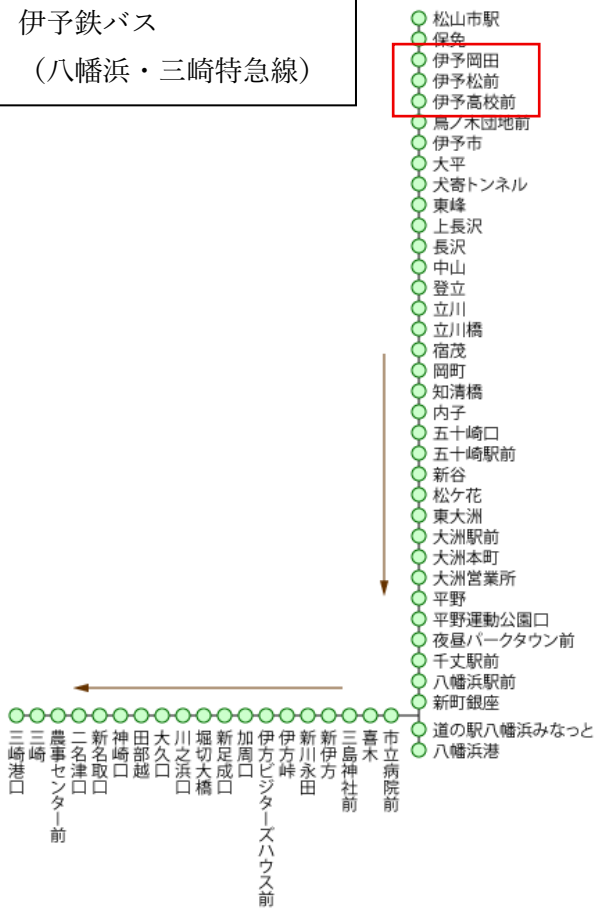
①伊予鉄バス（北伊予線）：中川原、北伊予駅前

②伊予鉄バス（八幡浜・三崎特急線）：伊予岡田、伊予松前、伊予高校前

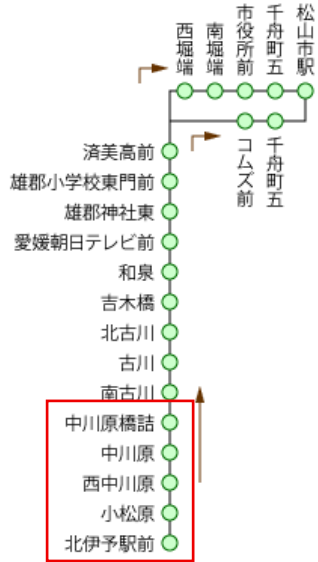
③宇和島運輸バス（城辺・宿毛線）：エミフル松前



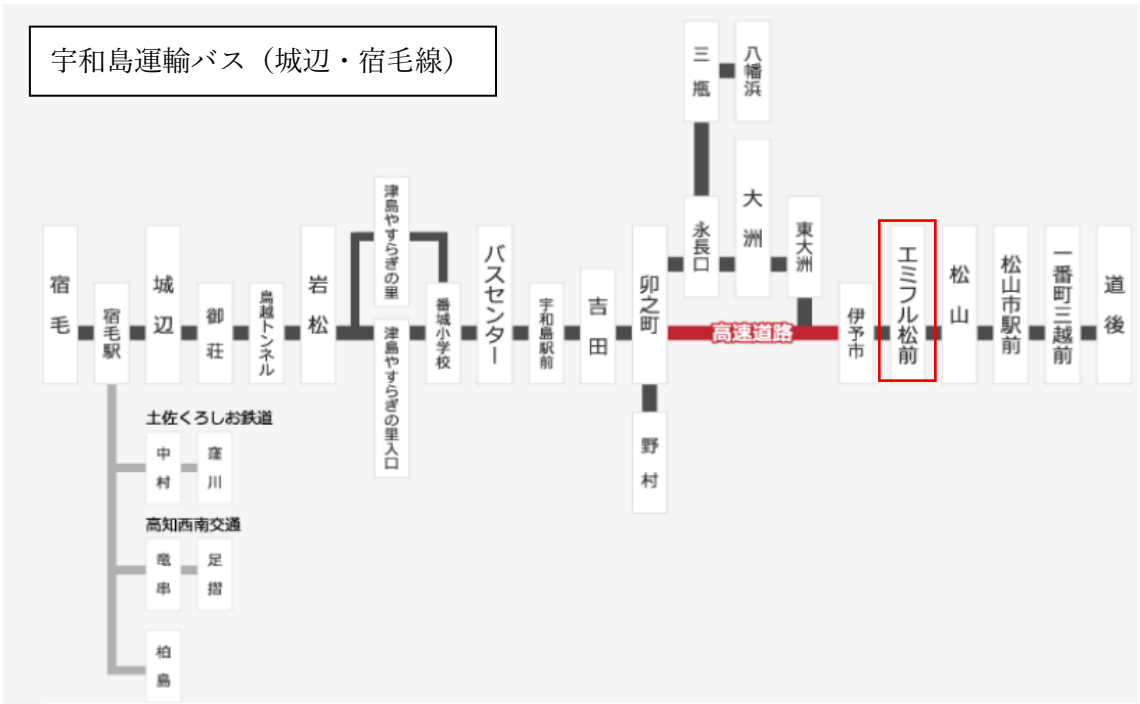
伊予鉄バス
(八幡浜・三崎特急線)



伊予鉄バス (北伊予線)



宇和島運輸バス (城辺・宿毛線)





様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 松前町地域公共交通活性化協議会
住 所 愛媛県伊予郡松前町筒井 631 番地
代表者氏名 会長 田中 浩介

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通計画の記載内容一覧
(要綱第 17 条第 1 項に規定される記載事項)

1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

本編計画、89～91 頁に記載

2 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

本編計画、91 頁に記載

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

本編計画、101 頁に記載

4 地域公共交通区域の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

本編計画、102 頁に記載

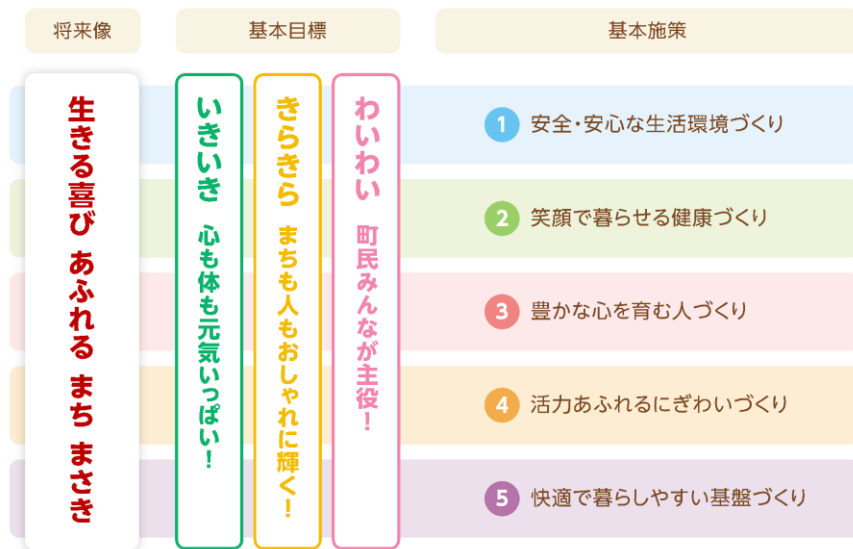
-

6 基本理念と目標

6-1 基本理念

松前町の地域公共交通の現状と課題や、第5次松前町総合計画、都市計画マスタープラン、第2期松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の上位・関連計画等を踏まえ、松前町の地域公共交通の基本理念及び地域公共交通体系の将来像を次のように設定します。

(1) 松前町が目指すまちの将来像



出典：第5次松前町総合計画

(2) 地域公共交通が果たすべき役割

- ・多様な移動ニーズに対応し、日常生活を支援する。
- ・高齢者等の外出を促進し、社会活動への参画等による健康づくり、まちの賑わいづくりを支援する。
- ・持続的なまちの発展を支援する。

(3) 松前町地域公共交通計画の基本理念

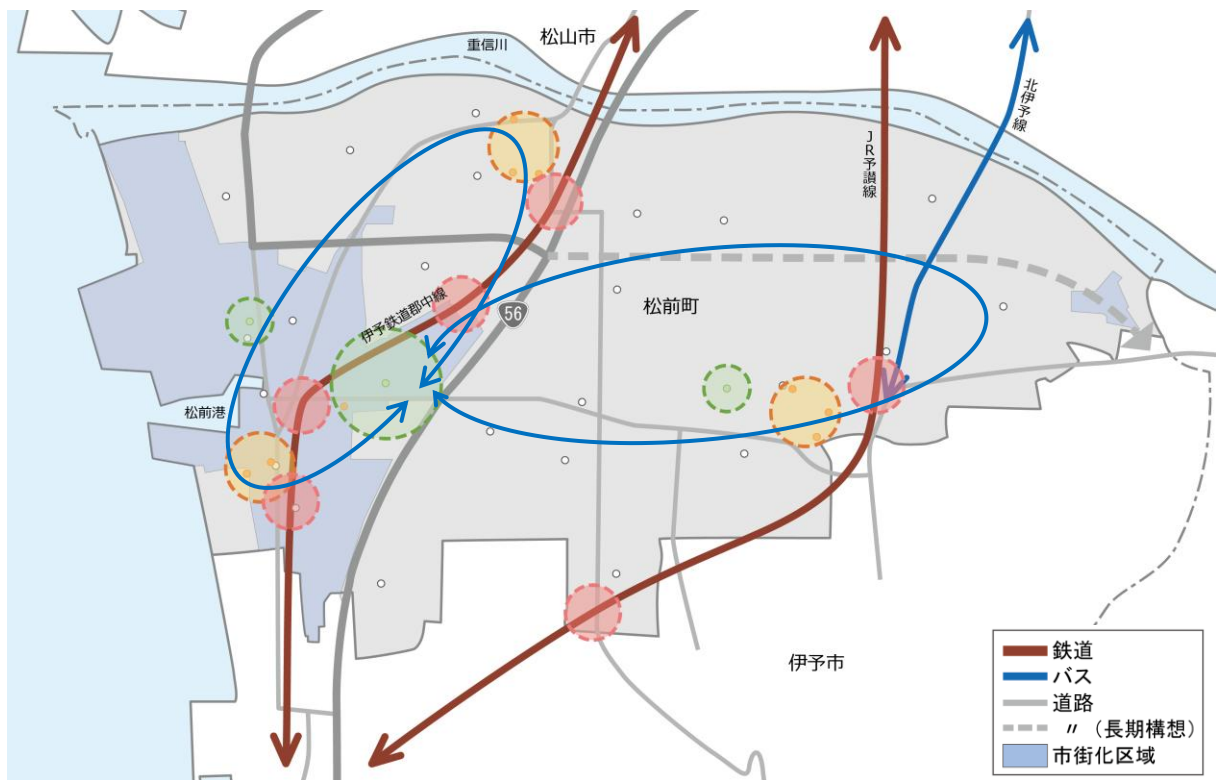
総合計画では、基本目標の一つとして「町民みんなが主役」であることを掲げており、町民と行政が知恵と力を合わせた、協働によるまちづくりを進めていくとしています。また、地域公共交通は、持続的な発展を支援するという役割を担っています。

これら町が目指すまちづくりの考え方や地域公共交通の果たすべき役割を踏まえ、松前町における地域公共交通の基本理念を次のように設定します。

松前町地域公共交通計画の基本理念

町民みんなで支え、未来へ繋げる地域公共交通

(4) 地域公共交通体系の将来像



【拠点の考え方】

| 拠点名 | 位置付け | 対 象 |
|-----------|------------------|---------------------------------|
| 生活拠点 ● | ・日常生活において中心となる拠点 | ・松前町役場及び周辺公益施設 ・大規模商業施設、総合病院 |
| 交通拠点 ● | ・鉄道駅 | ・JR北伊予駅 ・伊予鉄道郡中線 各駅 |
| 地域拠点 ● | ・校区ごとの中心地 | ・公民館 ・小・中学校 |
| 集落拠点 ○ | ・行政区中心地 | ・集会所など |

【公共交通ネットワークの機能分担】

| 分類 | | 果たすべき役割 | 主な利用者 | 配置方針 | 交通手段 |
|--------|--------------|------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------|
| 幹線 | 広域幹線 公共交通 | ・松前町と隣接都市間(松山市、伊予市)の移動 | 通勤・通学者 その他町民全般 | 交通拠点と隣接都市を結ぶ路線 | 鉄道 路線バス |
| 支線 | 地域内 公共交通 | ・町内の移動 | 町民全般 | 地域拠点と生活拠点、地域拠点と交通拠点を結ぶ路線 | コミュニティバス |
| | | ・交通弱者における町内の移動 ・地域内交通空白地域における移動 | 高齢者、身体障がい者、子ども、その他町民全般及び往来客 | 地域内移動と公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う交通 | デマンドタクシー |
| 補完公共交通 | | ・集落拠点から交通拠点間の移動 | 高齢者、身体障がい者 | 集落拠点と交通拠点を結ぶ路線 | タクシー |

■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用したデマンドタクシーの位置付け 役割

| | |
|--------|---|
| 役割 | 幹線公共交通へのアクセスが困難な交通弱者に対し、幹線交通への接続機能を提供するとともに、地域内の移動を支え、公共交通空白地域・不便地域の解消を担う交通である。あわせて、大型ショッピングセンター等へのアクセス性を高めることで、買い物支援の役割も果たす重要な交通である。 |
| 維持・確保策 | 鉄道（伊予鉄郡中線及びJR予讃線）や路線バスとの連絡を確保しながら、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を行う。 |
| 必要性 | 公共交通空白地域等の解消と利用者要望を反映した公共交通体系の維持・確保をするためには、町の財政負担だけでは運行の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。 |

目標 3：新しい公共交通施策の展開

施策 3：新しい公共交通の調査・研究

| | |
|------|---|
| 概要 | デマンドタクシーの運行サービスの見直しやモーダルミックスなどについて調査・研究を行います。 |
| 実施主体 | 松前町、交通事業者 |
| 実施箇所 | 町全体 |

事業 14：デマンドタクシーの運行サービスの見直し

- ・デマンドタクシーは、路線バスやタクシーとの役割分担を図りながら、説明会を開催するなど、利用促進に向けた取組の実施を検討するとともに、利用者のニーズを的確に把握した上で、満足度の高い運行に向けたサービスの見直しを継続的に検討・実施する。また、地域内公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う役割であるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助）を活用し、財源の安定的な確保・維持を目指す。
- ・実施時期

| 事業 | 実施項目 | 実施時期（年度） | | | |
|------------------------|----------------|----------|------|------|------|
| | | 令和 6 | 令和 7 | 令和 8 | 令和 9 |
| デマンドタクシーの 運行サービス見直し | 検討、協議・調整 | → | → | | |
| | 実施 | | | → | → |
| | フィーダー補助の 活用 | | | → | → |

デマンドタクシー事業及び実施概要

| | |
|---------|---------------------------|
| 名称 | まさきデマンドタクシー |
| 地区 | 松前町内全域 |
| 実施主体 | (有) 松前交通タクシー（町が補助） |
| 運行主体 | (有) 松前交通タクシー |
| 事業許可区分 | 一般乗合（区域運行） |
| 運行態様 | 予約制・乗合（ドア to ドア式のフルデマンド型） |
| 補助事業の活用 | 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） |

事業 15：モーダルミックスの調査・研究

・鉄道のチケットでバスが利用できる、あるいはバスのチケットで鉄道が利用できるなど、交通モードが連携した取組や、自動車からバス・鉄道に移行させる取組等について調査・研究します。



▲モーダルミックスによる利便性向上施策（実証実験）
（四国旅客鉄道、香川県さぬき市）

目標 3 に対する評価指標と目標値

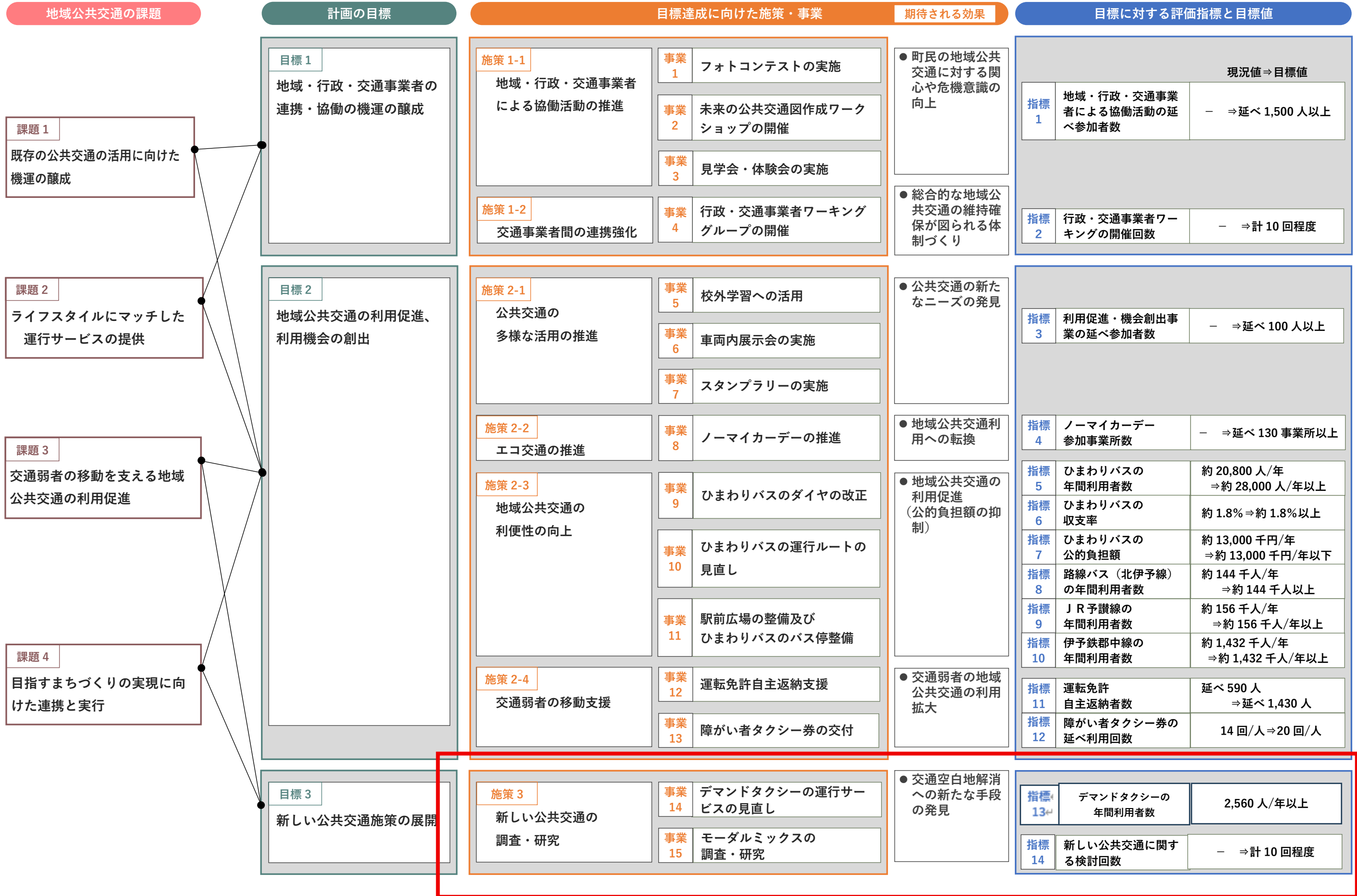
| 評価指標 | 現況値 | 目標値 (2027 (令和 9) 年度) |
|-----------------|-----|--|
| デマンドタクシーの年間利用者数 | - | 2,560 人/年 以上 (~2027 (令和 9) 年度) |

※目標値：周知活動を積極的に図り、1日10人以上の利用を目指します。

| 評価指標 | 現況値 | 目標値 (2027 (令和 9) 年度) |
|-----------------|-----|------------------------------------|
| 新しい公共交通に関する検討回数 | - | 5 回 以上 (~2027 (令和 9) 年度) |

※対象活動：関係者による検討会、学識経験者へのヒアリング、他市町の視察など

※目標値：年1回程度以上の実施を目指します。



地域公共交通の課題

計画の目標

目標達成に向けた施策・事業

期待される効果

目標に対する評価指標と目標値

目標 1
地域・行政・交通事業者の連携・協働の機運の醸成

課題 1
既存の公共交通の活用に向けた機運の醸成

- 施策 1-1**
地域・行政・交通事業者による協働活動の推進
- 事業 1 フォトコンテストの実施
 - 事業 2 未来の公共交通図作成ワークショップの開催
 - 事業 3 見学会・体験会の実施
- 施策 1-2**
交通事業者間の連携強化
- 事業 4 行政・交通事業者ワーキンググループの開催

- 町民の地域公共交通に対する関心や危機意識の向上
- 総合的な地域公共交通の維持確保が図られる体制づくり

| 現況値⇒目標値 | | |
|---------|---------------------------|-----------------|
| 指標 1 | 地域・行政・交通事業者による協働活動の延べ参加者数 | - ⇒延べ 1,500 人以上 |
| 指標 2 | 行政・交通事業者ワーキングの開催回数 | - ⇒計 10 回程度 |

目標 2
地域公共交通の利用促進、利用機会の創出

課題 2
ライフスタイルにマッチした運行サービスの提供

- 施策 2-1**
公共交通の多様な活用の推進
- 事業 5 校外学習への活用
 - 事業 6 車両内展示会の実施
 - 事業 7 スタンプラリーの実施
- 施策 2-2**
エコ交通の推進
- 事業 8 ノーマイカーデーの推進
- 施策 2-3**
地域公共交通の利便性の向上
- 事業 9 ひまわりバスのダイヤの改正
 - 事業 10 ひまわりバスの運行ルートの見直し
 - 事業 11 駅前広場の整備及びひまわりバスのバス停整備
- 施策 2-4**
交通弱者の移動支援
- 事業 12 運転免許自主返納支援
 - 事業 13 障がい者タクシー券の交付

- 公共交通の新たなニーズの発見
- 地域公共交通利用への転換
- 地域公共交通の利用促進（公的負担額の抑制）
- 交通弱者の地域公共交通の利用拡大

| | | |
|-------|--------------------|--------------------------------|
| 指標 3 | 利用促進・機会創出事業の延べ参加者数 | - ⇒延べ 100 人以上 |
| 指標 4 | ノーマイカーデー参加事業所数 | - ⇒延べ 130 事業所以上 |
| 指標 5 | ひまわりバスの年間利用者数 | 約 20,800 人/年 ⇒約 28,000 人/年以上 |
| 指標 6 | ひまわりバスの収支率 | 約 1.8% ⇒約 1.8% 以上 |
| 指標 7 | ひまわりバスの公的負担額 | 約 13,000 千円/年 ⇒約 13,000 千円/年以下 |
| 指標 8 | 路線バス（北伊予線）の年間利用者数 | 約 144 千人/年 ⇒約 144 千人以上 |
| 指標 9 | J R 予讃線の年間利用者数 | 約 156 千人/年 ⇒約 156 千人/年以上 |
| 指標 10 | 伊予鉄郡中線の年間利用者数 | 約 1,432 千人/年 ⇒約 1,432 千人/年以上 |
| 指標 11 | 運転免許自主返納者数 | 延べ 590 人 ⇒延べ 1,430 人 |
| 指標 12 | 障がい者タクシー券の延べ利用回数 | 14 回/人 ⇒20 回/人 |

目標 3
新しい公共交通施策の展開

課題 4
目指すまちづくりの実現に向けた連携と実行

- 施策 3**
新しい公共交通の調査・研究
- 事業 14 デマンドタクシーの運行サービスの見直し
 - 事業 15 モーダルミックスの調査・研究

- 交通空白地解消への新たな手段の発見

| | | |
|-------|-----------------|-------------|
| 指標 13 | デマンドタクシーの年間利用者数 | 2,560 人/年以上 |
| 指標 14 | 新しい公共交通に関する検討回数 | - ⇒計 10 回程度 |

令和8年5月26日

(名称) 松前町地域公共交通活性化協議会

| |
|---|
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>松前町においては、伊予鉄道郡中線及び JR 予讃線を軸に、路線バス、コミュニティバス(ひまわりバス)、デマンドタクシー(まさきデマンドタクシー)等により公共交通ネットワークが形成されている。これらの公共交通は、高齢者や学生、自家用車を運転できない住民にとって、通院・買い物・通学等の日常生活を支える重要な移動手段となっている。特に、松山市方面への移動需要が高い中、鉄道駅や主要施設、地域間幹線系統へ接続する地域内交通は、住民生活に不可欠な役割を果たしている。</p> <p>本町においては、伊予鉄バス北伊予線(中川原、北伊予駅前)、伊予鉄バス八幡浜・三崎特急線(伊予岡田、伊予松前、伊予高校前)、宇和島運輸バス城辺・宿毛線(エミフル松前)が地域間幹線系統として位置付けられており、まさきデマンドタクシーは、これら幹線交通へ接続するフィーダー系統として機能するものである。</p> <p>しかしながら、人口減少や少子高齢化、自家用車への依存の高まりにより、既存公共交通の利用者は減少傾向にあり、交通事業者の経営環境は厳しさを増している。また、公共交通空白地域や、既存路線では移動ニーズに十分対応できない地域も存在しており、高齢者を中心に移動に不便を抱える住民が増加している。</p> <p>このような状況を踏まえ、松前町では、地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、まさきデマンドタクシーの本格運行を開始するものである。当該事業は、既存の鉄道・路線バス・コミュニティバスと連携しながら、地域内移動及び幹線交通への接続を担う支線交通として機能するものであり、通院・買い物・公共施設利用等の生活交通を維持する役割を果たす。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業を活用し、まさきデマンドタクシーの運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を将来にわたり持続的に確保していくことが必要である。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| (1) 事業の目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・まさきデマンドタクシーの年間利用者数を 2,560 人以上とする。 (実証運行期間の実績: 279 人/3か月) ・公共交通空白地域における移動手段を確保し、高齢者等の通院・買い物に係る移動利便性の向上を図る。 ・鉄道、路線バス、コミュニティバスとの接続を強化し、地域公共交通ネットワーク全体の維持および活性化を図る。 (松前町地域公共交通計画 P101 参照) |
| (2) 事業の効果 |

本事業により、公共交通空白地域等における住民の移動手段が確保され、高齢者を中心とした通院・買い物等、日常生活に必要な移動の利便性向上が期待される。

また、デマンド交通に既存の鉄道・路線バス・コミュニティバスとの接続性を持たせ、相互に連携させることで、地域公共交通ネットワーク全体の維持・活性化につながるとともに、自家用車に依存しなくても生活できる環境づくりを推進することができる。

さらに、利用促進に向けた広報活動や利用方法の周知を実施することで、新規利用者の増加と継続利用を促進し、持続可能な地域公共交通の実現を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・まさきデマンドタクシーの運行内容について、利用状況や予約状況を踏まえ、運行時間の見直しを行う。(松前町、事業者)
- ・鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーを含めた公共交通ネットワークが分かる公共交通マップ及び利用案内チラシを作成し、町内へ配布する。(松前町)
- ・広報紙、町ホームページ、SNS 等を活用し、デマンドタクシーの利用方法や運行内容について周知を行う。(松前町)
- ・高齢者を対象とした乗り方教室や説明会を開催し、利用方法の周知及び利用促進を図る。(松前町、事業者)
- ・商業施設、医療機関、公共施設等と連携し、利用促進に向けた周知・啓発を行う。(松前町、事業者)
- ・利用者アンケートや地域住民へのヒアリング調査を実施し、地域ニーズの把握及びサービス改善につなげる。(松前町、事業者)
- ・鉄道及び地域間幹線系統との接続を考慮した運行を行い、地域公共交通ネットワーク全体の利便性向上を図る。(事業者)
- ・収支及び利用実績を定期的に検証し、持続可能な運行体制の構築に向けた検討を行う。(松前町、事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまさきデマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額 600 万円のうち、松前町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

| |
|---|
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の乗降地点や利用目的等を把握するため、OD調査を実施し、利用実態及び移動ニーズの分析を行う。 ・利用者アンケート(車内アンケート、聞き取り調査等)を実施し、運行時間、予約方法、乗降場所、満足度等について把握し、サービス改善につなげる。 ・地域住民や自治会等へのヒアリング、住民懇談会等を実施し、地域ニーズや課題の把握を行う。 ・鉄道、路線バス、コミュニティバスとの接続状況及び利用状況を確認し、地域公共交通ネットワーク全体としての利便性向上効果を検証する。 ・これらの調査・分析結果については、松前町地域公共交通活性化協議会等に報告し、必要に応じて運行内容や利用促進施策の見直しを行う。 |
| 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> |
| 表5を添付。 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| ※該当なし |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式</u> |

| 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ | |
|--|--|
| ※該当なし | |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） | |
| 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| ※該当なし | |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 | |
| 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| ※該当なし | |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 | |
| 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| (1) 事業の目標 | |
| ※該当なし | |
| (2) 事業の効果 | |
| ※該当なし | |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 | |
| 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 | |
| ※該当なし | |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 | |
| ・令和4年 4月 8日 (第1回) | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・令和4年 9月12日 (第2回) | 町民アンケート、ひまわりバス乗り込み調査について承認された。 |
| ・令和4年12月21日 (第3回) | 地域公共交通に対するアンケート結果について |
| ・令和5年 2月 2日 (第4回) | 国土交通省四国運輸局への報告について |
| ・令和5年 3月 7日 (第5回) | 松前町地域公共交通計画（素案）について、承認された。 |
| ・令和6年 3月14日 (第1回) | 実施状況の確認及び評価について |
| ・令和7年 2月 5日 (第1回) | デマンドタクシー実証運行（案）について、承認された。 |
| ・令和7年 3月25日 (第2回) | 決算・予算について承認された。 |
| ・令和7年 6月 6日 (第1回) | 事業報告、決算・予算、デマンドタクシー実証運行について承認された。 |
| ・令和7年 9月24日 (第2回) | 松前町地域公共交通活性化協議会規約の全部改正、松前町地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程の制定について承認された。 |
| ・令和8年 2月 9日 (第3回) | デマンドタクシー実証運行の結果報告、コミュニティバス再編について承認された。 |
| ・令和8年 5月26日 (第1回) | 令和7年度事業報告、令和8年度歳入歳出予算（案）、デマンドタクシー本格運行、コミュニティバス再編、令和8年度及び令和9年度国庫補助金事業計画（案）について。 |

| |
|---|
| 19. 利用者等の意見の反映状況 |
| 町民アンケートや利用者アンケート等の各種調査を実施し、結果を公共交通計画に反映させた。「目的地に直接行きたい」、「駅・バス停までが遠い」という意見に基づき、デマンドタクシーの運行計画を策定した。 |
| 20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】 |
| (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等 |
| ※該当なし |
| (2) 交通手段の検討状況 |
| ※該当なし |

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利便 増進 特例 措置 | 運送 継続 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | |
|-------|-------------|-------------------|------|---|--------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|--|------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで該 当する要件 (別表7・9) | 補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保 |
| 松前町 | (有)松前交通タクシー | (1) まさきダイヤモンドタクシー | | 町内全域と ①伊予鉄 バス八幡 浜・三崎特 急線 ②伊 予鉄バス 北伊予線 ③宇和島 運輸バス 城辺・宿毛 線 | | 往 km 復 km | 83日 | 332回 | | | ① | 補助対象地域間幹線バ ス系統である「①伊予鉄 バス八幡浜・三崎特急 線 ②伊予鉄バス北伊 予線 ③宇和島運輸バ ス城辺・宿毛線 と接続。 | ① |
| | | (2) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |
| | | (3) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |
| | | (4) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |
| | | (5) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「経路」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利便 増進 特例 措置 | 運送 継続 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | |
|-------|-------------|-------------------|------|---|--------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|--|------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで該 当する要件 (別表7・9) | 補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保 |
| 松前町 | (有)松前交通タクシー | (1) まさきダイヤモンドタクシー | | 町内全域と ①伊予鉄 バス八幡 浜・三崎特 急線 ②伊 予鉄バス 北伊予線 ③宇和島 運輸バス 城辺・宿毛 線 | 往 km 復 km | 242日 | 968回 | | | ① | 補助対象地域間幹線バ ス系統である「①伊予鉄 バス八幡浜・三崎特急 線 ②伊予鉄バス北伊 予線 ③宇和島運輸バ ス城辺・宿毛線 と接続。 | ① |
| | | (2) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (3) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (4) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (5) | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「経路」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に利便増進特例措置について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 添付書類

計画運行日数、計画運行回数の算出根拠が分かる資料

○まさきデマンドタクシー

【計画運行日数】

- ・令和8年度計画運行日数 83日 (R8.6.1~R8.9.30までの平日)
- ・令和9年度計画運行日数 242日 (R8.10.1~R9.9.30までの平日 (R8.12.26~R9.1.3除く))

【計画運行回数】

令和7年度(令和7年10月1日~12月26日まで)の実証実績をもとに算出。

233回/3カ月(60日)(総運行回数実績)

233回÷60日≒4回(1日あたり運行回数)

- ・令和8年度計画運行回数 4回×83日=332回
- ・令和9年度計画運行回数 4回×242日=968回

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 松前町 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 16,387 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|--------|----------|
| 松前町地域公共交通計画 | 令和5年4月 | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

議事 8 松前町地域公共交通計画の変更について

1 変更理由

国庫補助金の申請に当たり、松前町地域公共交通計画（以下、「計画」という。）に運行系統の位置付け・役割等の記載が必要となるため。

2 計画変更内容

デマンドタクシーについて、記載事項（１）～（４）を追加

- （１）補助系統の地域公共交通における位置付け・役割
- （２）地域公共交通確保維持事業の必要性
- （３）補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- （４）地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法

3 変更前と変更後

- （１）補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

計画 90 頁 (4) 地域公共交通体系の将来像

【変更前】

【公共交通ネットワークの考え方】

| 区分 | 果たすべき役割 | 主な利用者 | 配置方針 | 交通手段 |
|-------|------------------------|---------------------------|--------------------------|------------|
| 都市間幹線 | ・松前町と隣接都市間（松山市、伊予市）の移動 | 通勤・通学者 その他町民全般 | 交通拠点と隣接都市を結ぶ路線 | 鉄道 路線バス |
| 地域循環 | ・町内の移動 | 高齢者、身体障がい者、子ども その他町民全般 | 地域拠点と生活拠点、地域拠点と交通拠点を結ぶ路線 | コミュニティバス |
| 支線 | ・集落拠点から交通拠点間の移動 | 高齢者、身体障がい者 | 集落拠点と交通拠点を結ぶ路線 | タクシー |

【変更後】

【公共交通ネットワークの機能分担】

| 分類 | 果たすべき役割 | 主な利用者 | 配置方針 | 交通手段 |
|----------------|------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------|
| 幹線 広域幹線公共交通 | ・松前町と隣接都市間（松山市、伊予市）の移動 | 通勤・通学者 その他町民全般 | 交通拠点と隣接都市を結ぶ路線 | 鉄道 路線バス |
| 支線 地域内公共交通 | ・町内の移動 | 町民全般 | 地域拠点と生活拠点、地域拠点と交通拠点を結ぶ路線 | コミュニティバス |
| | ・交通弱者における町内の移動 ・地域内交通空白地域における移動 | 高齢者、身体障がい者、子ども、その他町民全般及び往来客 | 地域内移動と公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消を担う交通 | デマンドタクシー |
| 補完公共交通 | ・集落拠点から交通拠点間の移動 | 高齢者、身体障がい者 | 集落拠点と交通拠点を結ぶ路線 | タクシー |

(2) 地域公共交通確保維持事業の必要性
 計画 90 頁 (4) 地域公共交通体系の将来像
 【追加】

| ■地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用したデマンドタクシーの位置付け 役割 | |
|---|---|
| 役割 | 幹線公共交通へのアクセスが困難な交通弱者に対し、幹線交通への接続機能を提供するとともに、地域内の移動を支え、公共交通空白地域・不便地域の解消を担う交通である。あわせて、大型ショッピングセンター等へのアクセス性を高めることで、買い物支援の役割も果たす重要な交通である。 |
| 維持・確保策 | 鉄道（伊予鉄郡中線及びJR予讃線）や路線バスとの連絡を確保しながら、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を行う。 |
| 必要性 | 公共交通空白地域等の解消と利用者要望を反映した公共交通体系の維持・確保をするためには、町の財政負担だけでは運行の維持が難しいことから、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用により、生活交通手段を確保・維持する必要がある。 |

(3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
 計画 101 頁 目標 3：新しい公共交通施策の展開
 【変更前】

| 目標 3：新しい公共交通施策の展開 | |
|---------------------------------------|--|
| 施策 3：新しい公共交通の調査・研究 | |
| 概要 | オンデマンド交通やモーダルミックスなどについて調査・研究を行います。 |
| 実施主体 | 松前町、交通事業者 |
| 実施箇所 | 町全体 |
| 具体事業 | <p>事業 14：オンデマンドバス・タクシー等の調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前予約制で最寄り駅や拠点施設などに行きことができるバス・タクシーの導入事例などを調査し、松前町での適用可能性などを検討します。 <p style="text-align: center;">健康増進のための相乗り送迎サービス</p> <p style="text-align: center;">チョイソコ ひさえだ</p> <p>▲オンデマンドタクシー参考例： チョイソコひさえだ（松山市久枝地区まちづくり協議会、アイシン）</p> <p>事業 15：モーダルミックスの調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道のチケットでバスが利用できる、あるいはバスのチケットで鉄道が利用できるなど、交通モードが連携した取組や、自動車からバス・鉄道に移行させる取組等について調査・研究します。 <p style="text-align: center;">▲モーダルミックスによる利便性向上施策（実証実験） （四国旅客鉄道、香川県さぬき市）</p> |
| 目標 3 に対する評価指標と目標値 | |
| 評価指標 | 現況値 (2027 (令和 9) 年度) |
| 新しい公共交通に関する検討回数 | 5 回以上 (~2027 (令和 9) 年度) |
| ※対象活動：関係者による検討会、学識経験者へのヒアリング、他市町の視察など | |
| ※目標値：年 1 回程度以上の実施を目指します。 | |

【変更後】

目標3：新しい公共交通施策の展開

施策3：新しい公共交通の調査・研究

概要 デマンドタクシーの運行サービスの見直しやモータルミックスなどについて調査・研究を行います。

実施主体 松前町、交通事業者

実施箇所 町全体

具体事業 事業14：デマンドタクシーの運行サービスの見直し

- ・デマンドタクシーは、路線バスやタクシーとの役割分担を図りながら、説明会を開催するなど、利用促進に向けた取組の実施を検討するとともに、利用者のニーズを的確に把握した上で、満足度の高い運行に向けたサービスの見直しを継続的に検討・実施する。また、地域内公共交通として地域内の移動と交通不便地域の解消を担う役割であるため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助）」を活用し、財源の安定的な確保・維持を目指す。
- ・実施時期

| 事業 | 実施項目 | 実施時期（年度） | | | |
|--------------------|------------|----------|-----|-----|-----|
| | | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 |
| デマンドタクシーの運行サービス見直し | 検討、協議・調整 | | → | | |
| | 実施 | | | → | → |
| | フィーダー補助の活用 | | | → | → |

デマンドタクシー事業及び実施概要

| | |
|---------|---------------------------|
| 名称 | まさきデマンドタクシー |
| 地区 | 松前町内全域 |
| 実施主体 | (有)松前交通タクシー（町が補助） |
| 運行主体 | (有)松前交通タクシー |
| 事業許可区分 | 一般乗合（区域運行） |
| 運行態様 | 予約制・乗合（ドア to ドア式のフルデマンド型） |
| 補助事業の活用 | 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） |

目標3に対する評価指標と目標値

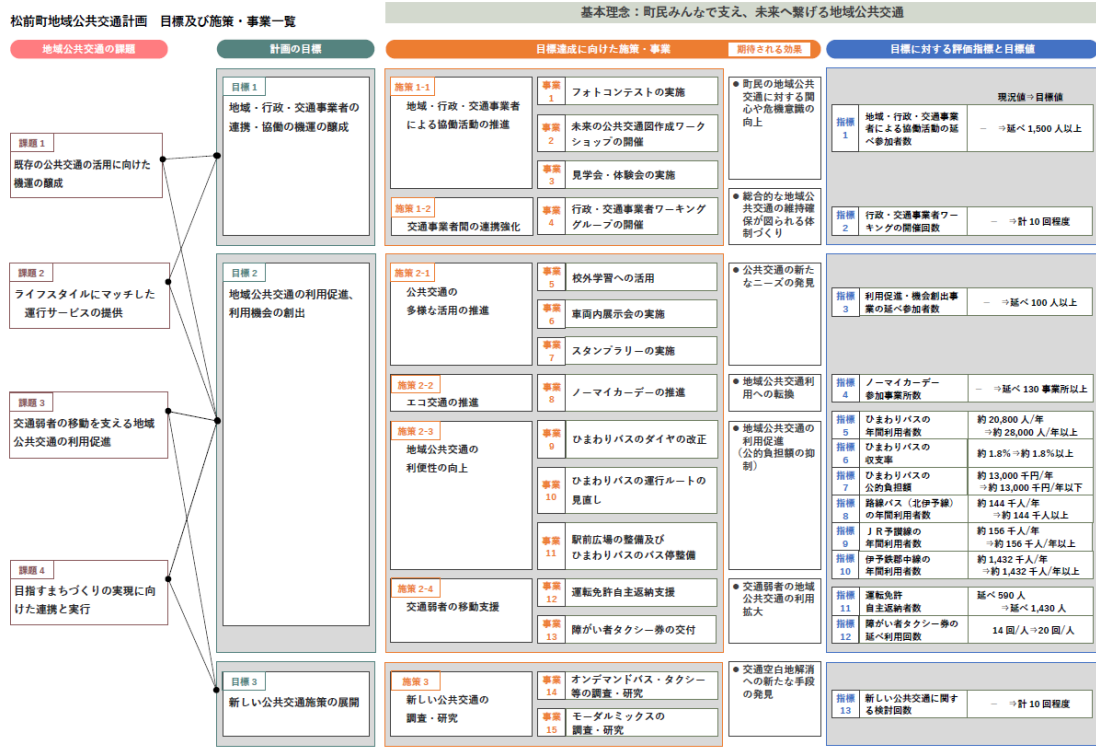
| 評価指標 | 現況値 | 目標値 (2027(令和9)年度) |
|-----------------|-----|------------------------------|
| デマンドタクシーの年間利用者数 | - | 2,560人/年以上 (~2027(令和9)年度) |

※目標値：周知活動を積極的に図り、1日10人以上の利用を目指します。

(4) 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法

計画 102 頁 松前町地域公共交通計画 目標及び施策・事業一覧

【変更前】



【変更後】

